

## 「新型コロナウイルスに関連した感染症への注意喚起」(その10)

### 【ポイント】

- 3月27日(金)18:00現在, 東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染確定症例に関する情報はありません。(現在の国内感染者数:1名)
- 3月27日(金)15:30過ぎ, ル・オロ大統領は大統領宮殿において, 憲法の規定に基づき国民に向けて, 「非常事態」を宣言しましたが, 具体的な措置については, 後日, 政府から発表される模様です。
- 3月26日(木), 日本政府は感染症広域情報を発出し, 日本における「水際対策強化に係る新たな措置」を発表しました。日本への帰国等の際には, ご留意いただくとともに, 最新の情報をご確認ください。

### (本文)

1 3月27日(金)15:30過ぎ, ル・オロ大統領は大統領宮殿において, 憲法の規定に基づき国民に向けて, 「非常事態」を宣言しました。

(1) 今回ル・オロ大統領は, 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため, 憲法で保障されている基本的人権や自由が制限又は一時停止されるが, 完全に排除されるわけではない旨述べています。

(2) 併せ, 大統領は, パーティー等の多くの人々が集まる集会については, 公的, 私的にかかわらず完全に禁止すると述べていますが, 個別具体的な措置については言及しませんでした。具体的な措置については, 後日, 政府から発表される模様です。

(3) なお, パイシャオン国防大臣兼内務大臣は, 国防軍(F-FDTL)及び国家警察(PNTL)幹部と非常事態宣言の発出後の治安維持オペレーションについて打合せを行った後, インタビューに応じて, 「外出することでウイルスが拡散し, 国民自身の生活に多大な支障が生じることを十分に理解して頂き, 国民一人一人に自宅待機を強く要請するとともに, 公共交通手段(市内乗り合いバス及び地方への長距離バス)の運行を全て停止する」旨述べています。

したがって, 非常事態が宣言された後は, デイリ市内にて警察による検問や交通規制等が行われる可能性も排除されませんので, 在留邦人に皆様におかれては, 市内の移動につき十分に留意してください。

2 3月26日(木), 日本政府は感染症広域情報を発出し, 日本における「水際対策強化に係る新たな措置」を発表しました。

具体的には, 上陸拒否対象地域に, 欧州21か国及びイランの全ての地域を追加(日本国籍者は対象外)するとともに, 入国者に対する検疫強化の対象となる国・地

域に東南アジア7か国等が追加され、日本国籍者も対象となります(3月28日午前0時以降に出発し、本邦に到着する航空機が対象)。

- (1) 現在東ティモールから日本に帰国する際、唯一の経由地となるインドネシア(バリ島)も今回入国者検疫強化措置の対象となりました。
- (2) インドネシア等対象国から帰国した場合(経由の場合も含む)、健康状態に異常がない方も含め、検疫所長が指定する場所(自宅、宿泊施設等)で14日間待機し、空港からの移動も含め公共交通機関(電車、バス、タクシー、国内線航空便等)を使用しないよう要請しています。
- (3) 今回の措置は、以下の厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

- ・フリーダイヤル:0120-565653 (日本国内からのみ繋がる)
- ・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語、英語対応可)
- ・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

※ 日本大使館では、今後も関連情報を領事メールでお知らせしていきます。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: [ryoji.timor-leste@go.jp](mailto:ryoji.timor-leste@go.jp)

(了)